

## 家庭・学校・地域で育む子どもたちの未来

令和4年度は、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、感染対策をしながら、今まで中止していたPTA活動を再開できるようになってきたのではないのでしょうか。11月27日には三原村農業構造改善センターにて幡多地区小中学校PTA研究大会を新型コロナウイルス感染防止のため人数制限を行いながら開催しました。

研究大会の内容の中で、講話、女性役員の発表についてお知らせします。ご家庭やPTAの取組のヒントに少しでもいただけたら幸いです。

### 講演「活躍世代向け消費生活講座」 講師 山本 昌弘 氏

高知県消費生活センターの山本昌弘さんが、「活躍世代向け消費生活講座～ネット通販での消費者トラブルをさけるために知っておくと役立つスマホの知識～」と題して、令和4年4月より成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことで、成人を迎えた子ども達が今後様々なトラブルにあうことが予想されるため、トラブルにあわないようにするにはどうしたらいいか分かりやすく話をいただきました。話の中で、18歳のスマートフォン（以下スマホと表記）の所持率はほぼ100%であり、スマホを利用した商品やサービス購入の契約、決済をする中でトラブルに巻き込まれることが多くなると危惧していました。

#### 成人年齢が変わると何がかわるの？

＜変わること＞

- ・親の同意がなくてもスマホが購入できる
- ・クレジットカードの申し込み
- ・消費者ローンなどの契約
- ・10年パスポートの取得
- ・女性が結婚できる年齢（16歳→18歳）
- ・選挙権が取得できる

＜変わらないこと＞

飲酒・喫煙ができる（20歳）

#### トラブルの事例

- ・お試しのつもりが定期購入に？  
「条件注意」
- ・定期購入の商品の解約ができない！！  
「解約の電話が繋がらない」
- ・投資話（儲け話）からの誘い  
「簡単に儲かる話にのってしまう」  
「まず100万円払う？」
- ・クレジットカードで何でも買える？  
「代金後払いのシステムであり利息がつく」

#### 消費者トラブルにあってしまったら

「どうしよう？」「困った」と思ったらすぐに相談しましょう！！

消費者ホットライン	☎	188
警察相談専用電話	☎	#9110
高知県立消費生活センター	☎	0880-824-0999

お家で  
お子さん  
といろいろ  
話してみ  
てください  
！



#### 女性役員の発表 「メディアとの付き合い方」

「現在、家庭でどんなことで困っているだろうか」と女性役員で話し合い、ゲーム、スマホを利用したインターネット等のメディアの利用について悩んでいる家庭が多いのではないかとということで「メディアの付き合い方」というテーマで発表をしました。好奇心旺盛な子ども達が、メディアにのめり込む危険性（脳や健康への悪影響）を示し、そうならないために事前に実施したアンケートから「家庭での取組」をまとめ紹介しました。

##### 「家庭での取組」

- ・家族の目の届くところでやるように置く場所を決めている。部屋に持ち込まない。
- ・すべて禁止ではなく、勉強や興味のあることに役立つ使い方をする。
- ・家族で話し合っって子どもとルールを決める。（幡多っ子ネット宣言 ver3 を活用）
- ・スマホ以外のことに目を向けさせる。…一緒に料理をする・外で遊ぶ・映画を観る
- ・子どもの前で親も使わないように家族みんなで協力する。

発表後に、参加者より「もう一度、この内容を自分の学校で伝えたい」という声があり、発表データを幡多地区の全ての小中学校へ送りました。

ぜひ、それぞれのPTAの取組として話し合ってみてはどうでしょうか。

